

現在のレベル	危機管理レベル	基準	講義・教育活動	臨地実習	教員・研究活動	事務職員	会議	キャンパスへの入構(学生)	課外活動	学生、教職員の移動(出張)等	備考
	0	○全国的に感染が認められない(政府の対策本部が解散した。)	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	
●	0+	○学内での感染が発生していない、又は発生しているが感染拡大のリスクが低い状況	適宜消毒、換気を行う。演習やグループワーク時は原則としてマスクを着用。	○実習先の指導により実施する(学内実習含む)。	○三つの密を避け、消毒等を行った上で、研究活動を継続	○三つの密を避け、消毒等を行った上で、勤務を継続	○三つの密を避け、消毒等を行った上で、対面会議の実施	○三つの密を避け、消毒等を行った上で登校	○三つの密を避け、消毒等を行った上で実施	○海外への不要不急の移動は自粛。 ※上記地域への移動は申請書の提出が必要。 ○臨地実習については実習先の指導による。	※2023/04/1～ 学内・学外でのマスクの着用は強要しない。
	1	○新潟県の状況が感染観察都道府県相当と判断される。	○「新しい生活様式」を踏まえ十分な感染対策を行った上で、対面講義・演習の実施(学生の間隔を十分とり頻繁に換気を行う。演習やグループワーク時は不織布マスクを着用し、感染状況に応じてフェイスシールド、若しくはアイシールド又はメガネを着用するか、飛沫防止パーテーションを設置する)	○実習先の指導により実施する。(学内実習含む) ○実習可能な実習先の指導によりPCR検査を行う。 ○陽性者、濃厚接触者が確認された場合は領域グループ毎に実習を中止する。 ※PCR検査で結果が陰性であっても保健所の指示する日数を自宅待機とする	○「新しい生活様式」をふまえ十分な感染対策を行った上で、研究活動を継続	○「新しい生活様式」をふまえ十分な感染対策を行った上で、勤務を継続	○「新しい生活様式」をふまえ十分な感染対策を行った上で、対面会議の実施	○「新しい生活様式」をふまえ十分な感染対策を行った上で感染防止に最大限配慮して登校	○「新しい生活様式」をふまえ十分な感染対策を行った上で実施 ※許可された活動のみ	○海外への移動は自粛。緊急事態宣言実施地域、まん延防止等重点実施地域への移動は極力控える。 ※上記地域への移動は申請書の提出が必要。但し申請書の内容から移動にともなう感染のリスク度を判断し、必要に応じて自宅待機等を要請する場合がある。 ○臨地実習については実習先の指導による。	
	2	○新潟県がまん延防止等重点措置の実施地域と指定された。	○各市区町村の状況より遠隔講義や対面講義を判断し、対面では「新しい生活様式」をふまえ十分な感染対策を行った上で実施(学生の間隔を十分とり頻繁に換気を行う。演習を行う場合は、不織布マスクを着用しフェイスシールド若しくはアイシールド又はメガネを着用する) ○遠隔講義の発信は基本的に大学で行う	○基本的に学内実習とする。 ○濃厚接触者が確認された場合は領域グループ毎に判断する。 ※PCR検査で結果が陰性であっても保健所の指示する日数を自宅待機とする	○在宅での研究を推奨する ○学内では「新しい生活様式」をふまえ十分な感染対策を行った上で、研究活動を継続 ○講義を行う際は大学で行う	○「新しい生活様式」をふまえ十分な感染対策を行った上で、勤務を継続 ○必要に応じて在宅勤務またはローテーション勤務を行う	○オンライン会議又は書面審議を推奨 ※必要な対面会議は感染防止対策を講じ実施	○対面授業以外に入構禁止(遠隔授業のためのインターネット環境が無い学生は入構可能) ○授業資料を印刷する場合は入構可能(情報処理室を利用)	○活動停止	○海外への移動は禁止。緊急事態宣言実施地域、まん延防止等重点実施地域への移動は自粛する。 ※上記地域への移動は申請書の提出が必要。但し申請書の内容から移動にともなう感染のリスク度を判断し、必要に応じて自宅待機等を要請する。 ○臨地実習については実習先の指導による。	
	3	○新潟県が緊急事態宣言実施地域と指定された。又は教職員、学生に感染者が発生し、保健所から臨時休業の指導があった。	○遠隔授業のみ実施・学生は自宅で受講 ○講義の発信は基本的に大学で行う	○学外での臨地実習の中止、領域により自宅等で可能な範囲で実施	○基本的に在宅での研究とする ○講義を行う際は大学で行う	○基本的に自宅待機とし、業務運営上の最少人数のみ出勤とする	○オンライン会議又は書面審議 ※重要な対面会議は感染防止対策を講じ実施	○入構禁止(遠隔授業のためのインターネット環境が無い学生は入構可能) ○授業資料を印刷する場合は入構可能(玄関ロビーを使用)	○活動停止	○海外への移動は禁止。緊急事態宣言実施地域、まん延防止等重点実施地域への移動は、強い自粛とする。 ※上記地域への移動は申請書を提出する。但し申請書の内容から移動にともなう感染のリスク度を判断し、必要に応じて自宅待機等を強く要請する。 ○臨地実習については中止とする。	

【大学運営会議】

※ 2020年6月22日から対面授業開始

2021年9月 レベル1 講義・教育活動の内容を追加

2021年11月 レベル1, 2 講義・教育活動の内容を追加

2022年01月20日からレベル2に移行

2022年03月7日からレベル1へ移行

2022年03月7日 学生教員の移動等の文言を変更(具体的な日数を削除)

2022年08月9日 臨地実習レベル1の内容を変更

2023年4月1日 レベル0+を新設し移行 講義室机上のパーテーションを撤去

※2023年5月8日から分類の変更(2類→5類)